

長崎県公立学校臨時的任用教員・事務職員等及び任期付短時間勤務職員募集要項

1 募集内容

(1) 臨時的任用教員・事務職員

職種	校種	免許状	備考
常勤講師	小学校 中学校 高等学校 特別支援 学校	希望校種の教諭免許状	● 欠員補充、病気休暇・出産休暇・育児休業等の代替・補助として任用します。
養護助教諭		養護教諭免許状	
学校栄養職員・栄養士		栄養士免許状	
事務職員 実習助手 寄宿舎指導員 船員		不 要	● 1年以内の臨時教職員として任用します。 ● 給与等は、正式採用教職員に準じて支給します。
非常勤講師 (会計年度任用職員)		希望校種の教諭免許状	

(2) 任期付短時間勤務職員

職員が育児のため短時間勤務を行う場合、その業務を処理するために任用します。

(校種及び必要な免許状は上記臨時的任用教員・事務職員等と同じです。給与等は経験年数・勤務時間に応じた額を支給します。)

勤務時間形態は5の(3)を参照してください。

2 応募資格

地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者

3 応募から採用までの手続き

志願する方は、「長崎県学校スタッフマッチングシステム」へ登録するか、「長崎県公立学校臨時的任用教員・事務職員等及び任期付短時間勤務職員採用志願書」を、高等学校・特別支援学校希望者は長崎県教育庁高校教育課県立学校人事班へ、小学校・中学校希望者は長崎県教育庁義務教育課小・中学校人事班へ、事務職員希望者は長崎県教育庁教育政策課人材戦略班へ提出してください。内容を確認後、「長崎県公立学校臨時的任用教員等志願者名簿」・「任期付短時間勤務職員志願者名簿」に登載します。

採用する場合は、上記志願者名簿に登載された者の中から審査の上、該当者に対して事前に連絡します。

「長崎県学校スタッフマッチングシステム」の登録方法等については、以下の長崎県教育委員会のホームページをご参照ください。

<https://staff1.news.ed.jp/login>



4 名簿の有効期間

- ・登録または提出日から1年

5 勤務条件

(1) 常勤講師・養護助教諭・学校栄養職員・栄養士・事務職員・実習助手・寄宿舎指導員・船員

- 経験年数等により給与を決定します。
- 手当には、正式採用職員に準じ、扶養手当、通勤手当、住居手当、へき地手当、期末・勤勉手当、退職手当（6ヶ月以上勤務の場合）などがあります。
- 任用期間2箇月1日以上の場合は、健康保険、厚生年金保険が適用されます。（任用期間が2箇月以内の場合、適用されません。）
- 勤務時間等は、正式採用教職員に準じます。

《給与例》（令和6年4月1日から）

30歳、家賃5万5千円の借家居住 長崎市以外の小学校又は中学校で常勤講師で勤務 大学卒業後、民間会社等経験年数8年程度		の場合
給料月額	242,300 円（1級45号給）	号給は経験年数に応じて決定します。
教職調整額	9,692 円	
義務教育等教員特別手当	3,200 円	
通勤手当	5,700 円	
住居手当	25,000 円	
合 計	285,892 円	

期末・勤勉手当・・・6月・12月に勤務期間等に応じてそれぞれ支給します。

6月 期末・勤勉手当（4月6日から勤務した場合）

148,314 円

12月 期末・勤勉手当（6月1日以前から勤務した場合）

582,893 円

退職手当（6ヶ月以上勤務した場合に支給）

216,836 円

その他、部活動指導に従事した場合等、一定の要件をみたす業務に従事した場合に支給される手当もあります。

(2) 非常勤講師

- 1時間当たりの報酬額は、2,800円です。
- 通勤手当は実費相当分を支給します。
- 勤務は、週24時間を限度として長期休業中を除く年35週間以内です。
（ただし、年間700時間以内とする。）

(3) 任期付短時間勤務職員

- 経験年数・勤務時間等により給与を決定します。
- 手当には、通勤手当、期末・勤勉手当等があります。
扶養手当、住居手当、へき地手当、退職手当はありません。
- 国民健康保険・国民年金の適用対象となります。雇用保険は適用されません。
- 勤務時間形態

例 週5日×3時間50分

例 週5日×2時間50分

例 週2日×7時間45分

例 週2日×7時間45分+週1日×3時間50分

6 障害者特別枠

応募資格：身体、精神、知的のいずれかの障害にかかる手帳の交付を受けている方。

小・中学校	高等学校・特別支援学校	実習助手	事務職員
2名程度	2名程度	1名程度	若干名

7 お問い合わせ先

- (1) 小学校、中学校志願者・・・義務教育課小・中学校人事班へ
- (2) 高等学校、特別支援学校志願者・・・高校教育課県立学校人事班へ
- (3) 事務職員志願者・・・教育政策課人材戦略班へ

義務教育課小・中学校人事班

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

095-894-3376(小)

095-894-3378(中)

高校教育課県立学校人事班

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

095-894-3358

教育政策課人材戦略班

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

095-894-3313

上記(1)、(2)、(3)の複数に希望がある場合で、志願書をご提出いただく場合は、原本を第一希望の課へ提出し、他課へはコピーを提出してください。「長崎県学校スタッフマッチングシステム」へご登録いただく場合は、「希望条件」の欄に入力をお願いします。

「志願書」以外の書類の提出を求めることがあります。